

別添 1

令和3年12月2日

国土交通省関東地方整備局
高崎河川国道事務所長

フレームワークモデル工事（総合評価落札方式）の試行に係る 発注予定情報の公表及び参加意思表示等の申請受付について

国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所におけるフレームワークモデル工事（総合評価落札方式）（以下、「FW工事」という。）の試行にて発注を予定している工事の概要を以下のとおり公表します。

また、以下1. 発注予定情報の工事（以下、「当該工事」という。）を指名競争入札方式により発注する手続きにおいて、当該工事の特定工事参加企業名簿（以下、「特定企業名簿」という。）を作成する際の基礎資料として、工事への参加意思表示申請書及び工事实績資料（以下、「申請書及び資料」という。）を受付することとしますので、工事へ参加を希望する者（以下、「参加希望者」という。）は、以下のとおり資料を作成のうえ提出してください。

なお、提出期限までに提出がない者は、当該工事の指名競争入札に参加することができません。また、申請書及び資料を提出した場合においても、以下2. 参加するための要件を満たさない場合及び工事請負業者選定事務処理要領第16（以下、「指名基準」という。）により指名されないことがあります。

※FW工事とは、関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）令和3・4年度一般競争（指名競争）入札参加資格業者に指名競争入札による工事への参加希望者を募り、申請書及び資料を提出した者を対象に指名基準により選定を行ったうえで、指名競争入札を行う試行工事です。

1. 発注予定情報

- 1) 案 件 名：上武道路ブロック（アスファルト舗装B等級工事）
- 2) 箇 所 数：3箇所程度
- 3) 道 路 名：一般国道17号
- 4) 工事箇所：群馬県前橋市鳥取地先～小神明地先
- 5) 入札予定：令和4年1月
(工期の始期は余裕期間制度を活用して、4月以降でも可能とする予定)
- 6) 概 要：アスファルト舗装工

2. 参加するための要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

- (2) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）令和3・4年度一般競争（指名競争）入札参加資格業者のうちアスファルト舗装工事B等級に認定されている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）入札参加資格の再認定を受けていること。）。)
- (3) 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 群馬県内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。（経常建設共同企業体にあつては、経常建設共同企業体協定書第3条に記載されている事務所の所在地が群馬県内であること。ただし、当該事務所が当該経常建設共同企業体の構成員の建設業法に基づく本店、支店、営業所の場合であること。）
- (5) 平成18年4月1日以降に、関東地方整備局管内で元請けとして完成・引渡しが完了した以下の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））
- （ア）アスファルト系舗装の施工実績を有すること。
- （イ）供用中の道路（国道、一般都道府県道以上）の規制を伴う工事であること。
- （例：車線減少、切り回し、片側交互通行、路肩規制、通行止め）
- ただし、上記（ア）、（イ）は同一工事であること。
- 経常建設共同企業体にあつては、構成員のいずれか1社が上記の施工実績を有すること。
- (6) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）発注工事で、本発注工事の工事種別における過去2年間の工事成績評定点の平均点が2年連続で60点未満でないこと。
- (7) 当該工事に事業協同組合として申請書及び資料を提出した場合、その構成員は、単体として申請書及び資料を提出することはできない。
- (8) 経常建設共同企業体の構成員は、当該工事に対応する建設業種の許可を有してからの営業年数が3年以上あること。
- (9) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (10) 工事請負契約に基づく工事関係者に関する措置請求に受注者が従わないこと等請負契約の履行が不誠実でないこと。

3. 手続きにおける担当部局

〒370-0841 群馬県高崎市栄町6-41
関東地方整備局 高崎河川国道事務所 工務第二課
電話 027-345-6035（直通）

4. 申請書及び資料の作成、確認等

参加希望者は、2. 参加するための要件を満たしていることを証明するため、下記（１）～（４）に従い、申請書及び資料を提出し、高崎河川国道事務所長から参加するための要件を満たしていることの確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに参加するための要件を満たしていないと認められた者は、本工事の入札に参加することができない。

（１）参加意思表示申請書について

申請書は、様式－１により作成し、該当箇所をチェックした「参加意思表示申請時における提出書類及び添付資料一覧表」（別記様式－１－１）を必ず添付すること。

（２）同種工事の施工実績について

１） 2. 参加するための要件の企業の同種工事の施工実績の確認に当たっては、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設業者にあつては、我が国における同種工事の施工実績をもって行う。

２） 2.（５）に掲げる要件を満たしていることを判断できる企業の同種工事の施工実績及び2.（４）に掲げる要件を満たしている事務所の所在地を様式－２に記載すること。

同種工事の施工実績については、工事が完成し、引渡しが進んでいるものに限り記載すること。また、指名競争入札における契約手続きを行うにあたり必要事項を記載すること。

３） 記載する工事が一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス（CORINS）」に登録されている場合は、CORINS登録番号を必ず記載するものとし、CORINSの写しの提出は不要とする。登録されていない場合は契約書（工事名、契約金額、工期、発注者、受注者の確認できる部分）（以下「CORINS等」という。）の写しを提出するものとする。

なお、CORINS等での記載内容で同種工事の施工実績が不明な場合については、平面図、構造図、数量総括表、交通規制状況図等確認できる資料を必ず添付すること。

４） 記載及び申請できる同種工事の施工実績の件数は１件のみとし、これを超える件数の施工実績を申請した場合は、申請されたすべての工事を実績として認めない。

ただし、経常建設共同企業体にあつては、構成員のいずれかの施工実績を記載すること。また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。その場合は、協定書の写しを添付すること。

（３）災害時の基礎的事業継続力認定について

申請書及び資料の提出期限日における関東地方整備局長から受けた災害時の基礎的事業継続力認定の有無を別記様式－１－１に記載し、認定を受けている場合、認定書の写しを

提出すること。

7. (2) ①の申請書及び資料の提出期限日において、認定期間中であることを証明する認定証の写しを提出すること。提出がない場合は評価しない。

なお、参加希望者の属する本店（本社）等に対する認定証を提出すること。

経常建設共同企業体にあつては、全ての構成員に災害時の基礎的事業継続力の認定がある場合に評価するため、それぞれの認定証の写しを提出すること。

(4) 災害協定等に基づく活動実績の有無

平成 28 年 4 月 1 日以降に、完成・引き渡しが完了した災害協定又は災害時発生時の要請等に基づく活動による地域貢献の実績の有無を別記様式－1－1 に記載し、活動実績がある場合、様式－3 に記載すること。

災害協定に基づく災害工事等の実績または、関東地方整備局各事務所から発行された「災害活動証明書」がある場合に評価する。

なお、実績として申請できる件数は 2 件までとし、災害協定等に基づく活動実績の評価点の上限は 10 点とする。なお、一つの評価基準で 2 件の申請も可とするが、その場合、同一の災害名の場合は 1 件として評価する。

災害協定による活動の場合、実績を証明する協定書及び当該協定に基づき実施されたことが確認できる契約書等の写し（協定名、災害名、活動実施場所、完了日が証明できるもの）を提出すること。提出がない場合は実績として認めない。なお、国の機関、地方公共団体、特殊法人等と協会等により締結された協定に基づく活動においても対象とする。

災害発生時の要請による活動の場合、関東地方整備局本局又は各事務所が発行した災害活動証明書の写しを提出すること。提出がない場合は実績として認めない。

経常建設共同企業体にあつては、全ての構成員に災害協定等に基づく活動による実績がある場合に評価するため、それぞれの実績を記載すること。

5. 総合評価の項目

(1) 評価の項目

①企業の技術力

下記における評価項目について評価を行い、評価点を算出する。

なお、評価項目における評価点の最高点の合計を 10 点とする。

評価項目	評価基準	評価点
〔企業の施工能力〕		
災害協定等に基づく活動実績の有無 「過去 5 年間の行政機関等との災害協定等に基づく災害活動等の実績の有無」	a) 施工都県内において実施された「関東地方整備局本局」又は「関東地方整備局 高崎河川国道事務所」と締結した災害協定に基づく「緊急復旧工事」の実績あり 施工都県内において実施された「緊急復旧工事」	5

※実績として申請できる件数は2件までとし、災害協定等に基づく活動実績の評価点の上限は10点とする。なお、一つの評価基準で2件の申請も可とするが、その場合、同一の災害名の場合は1件として評価する。	の実績により、「関東地方整備局本局又は関東地方整備局 高崎河川国道事務所」から発行された「災害活動証明書」についても同等評価とする	
	b) 施工都県内において実施された「関東地方整備局本局」又は「関東地方整備局 高崎河川国道事務所」と締結した災害協定に基づく「資機材の移送支援、又は提供（貸与含む）」又は「緊急パトロール」（以下、「支援等」という。）の実績あり 施工都県内において実施された「支援等」の実績により、「関東地方整備局本局又は関東地方整備局 高崎河川国道事務所」から発行された「災害活動証明書」についても同等評価とする	3
	c) 施工都県内において実施された国の機関（「関東地方整備局本局」、「関東地方整備局 高崎河川国道事務所」を除く）、地方公共団体、特殊法人等と締結した災害協定に基づく「緊急復旧工事」又は「支援等」の実績あり 施工都県内において実施された「緊急復旧工事」又は「支援等」の実績により、関東地方整備局各事務所（「関東地方整備局 高崎河川国道事務所」を除く）から発行された「災害活動証明書」についても同等評価とする	3
	d) 施工都県内に本店が所在し、「関東地方整備局本局」又は「関東地方整備局の各事務所」と締結した災害協定に基づく施工都県外での「緊急復旧工事」又は「支援等」の実績あり 施工都県内に本店が所在し、「緊急復旧工事」又は「支援等」の実績により関東地方整備局本局又は関東地方整備局各事務所から発行された施工都県外での「災害活動証明書」についても同等評価とする	3
	e) 災害活動実績なし	0

②施工体制（施工体制評価点）

施工体制に関する審査は、下記の評価項目について行うものとし、開札後において、提出を求める工事費内訳書、施工体制確認のためのヒアリング及び追加で求める資料等により審査をする。なお、最高点を 30 点とする。

評価項目	評価基準	評価点
品質確保の実効性	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15
	工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5
	その他	0
施工体制確保の確実性	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15
	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5
	その他	0

6. 総合評価に関する事項

（1）落札者の決定方法

入札参加者は「価格」、「企業の技術力」並びに「施工体制」をもって入札に参加し、次の 1）、2）の要件に該当する者のうち、（2）総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

なお、FW工事における契約手続きにおいて、落札者（予定者を含む。）となった者は、同一のFW工事による他の工事の落札者となることが出来ない。その場合、当該者が行った他の工事の入札は無効とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認められ

るときは、予定価格の制限の範囲で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

なお、落札者となるべき者の入札価格が予決令第 85 条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第 86 条の調査を行うものとする。

1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

2) 評価値が、標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）に対して下回らないこと。

(2) 総合評価の方法

1) 「標準点」を 100 点とし、「施工体制評価点」の最高点を 30 点、及び「加算点」の最高点を 10 点とする。

2) 「加算点」の算出方法は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、下記①の評価項目に評価を行った結果、得られた「評価点の合計値」を「加算点」として与える。
また、「施工体制評価点」は下記②の項目を評価して与える。

①企業の技術力

②施工体制（施工体制評価点）

3) 「標準点」は、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合に 100 点を与える。

4) 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と、上記によって得られる「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。

5) 入札参加者の申込みに係る価格（V E 提案等の内容に基づく施工を行うことによりコスト縮減の達成が可能となること及びその縮減金額を下記で求める施工体制の審査に係るヒアリングの追加資料において明らかにしたときは、コスト縮減金額として局長が認めた金額を当該入札参加者の申込みに係る価格に加えた価格）が下請業者における赤字の発生及び工事成績評定点における低評価が顕著になるなど品質確保のための体制その他の施工体制が著しく確保されないおそれがある価格（予定価格の算定の前提とした各費用項目毎の金額に、直接工事費については 90%、共通仮設費については 80%、現場管理費については 80%、一般管理費等については 30%をそれぞれ乗じ、さらに 100 分の 110 を乗じて得た金額を合計した価格をいう。）に満たない場合は、2) ②の施工体制の審査を特に重点的に行う。

7. 申請書及び資料の提出方法

(1) 4. 申請書及び資料の作成、確認等により作成した申請書及び資料を提出すること。

(2) 申請書及び資料の提出方法は以下のとおり。

①受付期間：令和 3 年 1 2 月 3 日（金）から令和 3 年 1 2 月 1 3 日（月）まで

（就業時間内に限る。また、土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日

に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日は除く。))

②受付場所：3. 手続きにおける担当部局に同じ。

③提出方法：上記②に申請書及び資料を郵送、託送又は電子メールにより提出するものとし、これ以外の方法による提出は認めない。ただし、電子メールによる場合は、押印省略をする場合に限り認めるものとし、押印省略をする場合は、本件責任者及び担当者等の必要事項を必ず記入すること。

なお、押印する場合は、申請書の表紙に押印すること。

(3) 申請書及び資料の提出による高崎河川国道事務所長からの確認結果（特定企業名簿への掲載の有無）は令和 3 年 1 2 月 2 7 日（月）までに電子メールにより通知する。

(4) 押印省略

契約手続きで使用する様式（契約書及び契約締結を委任する委任状を除く）を紙で提出する場合にあっては、「印」を記載している様式であっても、「本件責任者及び担当者の氏名及び連絡先（連絡先は 2 以上）」を明記することにより押印を省略して差し支えない。なお、2 以上の様式で押印を省略する場合で、押印省略に係る必要事項の記載内容が同一の場合は「様式〇と同じ」と記載すること等により、2 つ目以降の連絡先等の記載を省略することができる。

(5) その他

①申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

②高崎河川国道事務所は、提出された申請書及び資料を、参加するための要件の確認以外に提出者に無断で使用しない。

③提出された申請書及び資料は、返却しない。

④提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

8. その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 申請書及び資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止措置を行うことがある。

(3) 提出された施工実績が「国土交通省地方整備局（港湾空港関係を除く。）」における場合において、当該施工実績が当該者のものと確認できない場合は提出された当該実績を当該者の実績として認めない。（当該者のものと確認できない場合とは、合併及び会社分割等における一般競争（指名競争）入札参加資格の再認定（又は新規の認定）を受けていない。若しくは実績の承継が認められていない場合を指す。）

(4) 本文書を入手した者は、これを本手続き以外の目的で使用してはならない。